DC News
岡三証券株式会社　ＤＣプランニング室
TEL:03-5245-2086 FAX:03-5245-5076
MAIL:401k@okasan.co.jp
岡三証券 OKASAN SECURITIES
※ＤＣとは Defined Contribution の略＝確定拠出年金のことです。　平成２１年２月１２日　ＮＯ．６５

「平成21年度税制改正の要綱」が1月23日に閣議決定され、確定拠出年金に関しても改正法案作成作業が進められています。今回はマッチング拠出の具体的な方向性について解説したいと思います。

■ マッチング拠出の実施にあたっての基本的な考え方

1.「平成 21 年度与党税制改正大綱確定拠出年金関係」における内容

マッチング拠出の実施にあたっては、以下の考え方を前提にすることとされています。なお、以下の内容はあくまでも現時点での前提であり、今後変更となる可能性もありますのでご注意下さい。（出所：企業年金連合会 HP より抜粋）

(1)事業主拠出額と個人拠出額の合計が拠出限度額の範囲内であること

(2)個人拠出額が事業主拠出額を超えないこと

(3)拠出限度額の管理は事業主が行うこと

（解説）マッチング拠出の拠出限度額は、各加入者の事業主掛金の額を超えることはできず（例えば、事業主掛金が 3,000 円であれば個人拠出掛金も 3,000 円まで）、かつ、事業主掛金と個人拠出掛金の合計額が企業型ＤＣの拠出限度額を超えることはできないこととされています。

(4)事業主拠出額と個人拠出額は区分して記録すること

(5)拠出後は、運用から給付まで一体の個人別管理資産として管理すること

（解説）拠出記録は事業主掛金と個人拠出掛金で別々に管理する一方、個人別管理資産は事業主掛金部分と個人拠出掛金部分の区分けはなく、一体で管理することとされています。

(6)個人別管理資産額が拠出額の合計を下回った場合、事業主返還額は事業主拠出額と個人拠出額との按分計算により算出すること

（解説）個人別管理資産額が個人拠出掛金額を含めた掛金額累計を下回っている場合は、事業主返還額は個人別管理資産額を事業主掛金と個人拠出掛金で按分した上で算出することとしたものです。前記(5)にあるとおり個人別管理資産は一体管理とされていることからこのような取扱いが想定されているようです。

(7)個人拠出の税制上の取扱いは、拠出時においては全額所得控除、運用時及び給付時においては事業主拠出と同様の取扱いとすること

（解説）個人拠出掛金部分は、全額所得控除となります。具体的には年末調整での対応が想定されます。

(8)個人拠出額の納付及び還付は事業主経由で行うこと

（解説）個人拠出掛金は、事業主経由で払い込まれ、同様に還付（掛金の返還）も事業主経由となります。

(9)個人拠出を一旦中断後、拠出再開を可能とすること

（解説）個人拠出掛金の中断および中断後の再開を行うことが可能とされています。手続きは、前記(8)のとおり事業主経由で行うことが想定されます。

2. 今後のスケジュール

３月頃には改正法案等が国会に提出され、審議される予定です。なお、マッチング拠出の詳細取扱いが判明するのは政令改正手続き後となりますので、少なくとも数か月先となる見込みです。

以上

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものですが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
また、本資料に記された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。
※岡三証券は確定拠出年金（ＤＣ）の運営管理機関です（登録番号６６７）。